

「結婚式トラブル」への備えを

結婚式の様相は多様化し、どのような結婚式を挙げるのかという選択肢は広がりを見せていますが、いずれの場合も何かの契約を伴う際には、内容を十分に把握したうえで、準備を進めていく必要があります。トラブルのなかで、「キャンセル料」「打合せ不足」に関する相談が多くあります。そこで、相談事例と消費者がトラブルに遭わないためのアドバイスを紹介します。

【事例】20歳代・男性・士別市

彼女とブライダルフェアに参加した。入籍もしていないため、今日は見学だけであると伝えたが、「今日契約を決めると約40万円安くできる。挙式日を決めるとご両親も喜ぶはずです」と説明され、根負けして申し込むことになり、申込金5万円をクレジット決済した。

翌日、彼女のご両親に結婚式について話すと彼女の地元で挙げてほしいと言われ、式場をキャンセルすることになった。約款を見ると、いかなる時も申込金は返金しないと書かれているが、返金してもらえるか。

【ひとこと助言】

●契約を急がされてもその場でサインをしたり、申込金を支払ったりしない

式場の見学をすると、非日常的な空間であるため、つい気分が盛り上がりすぎてしまいがちです。担当者が、割引など特典を強調することもセールストークではよくあります。しかし、結婚式は最終的に数百万円にもなる高額な契約であること、申込金が返金されない等のトラブルも多いことから、より慎重な対応が求められます。【事例】は翌日キャンセルの連絡を入れ、解約手続きをする際に強引な勧誘があったこと、口頭で申込金についての説明を受けていないことなどを自主交渉し、申込金5万円は返金されました。

●担当者に式の具体的なイメージや予算を伝え、こまめに見積りを出してもらいましょう

気がついたら予算を大きくオーバーしてしまったということにならないよう、打ち合わせの最初の段階で、式の具体的なイメージ、出せる予算を伝えこまめに見積りを出してもらいましょう。

●契約を締結する前に、契約の成立時期や、キャンセル料について確認しましょう

結婚式に際して「キャンセル」という言葉を出すことは「縁起でもない」と思われがちですが、後のトラブルを避けるためにも、契約前に、いつから契約が成立するのか、キャンセルした場合の料金がいつの時点で、どのくらいかかるのか契約書の内容をしっかりと把握し、不明な点は担当者に直接確認しましょう。実際にキャンセル料が発生した場合、事業者が受ける「平均的な損害の額を超えるもの」である時は、消費者契約法によりキャンセル料条項の一部を無効にできる可能性があります。お困りの時は、下記相談窓口にご連絡ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

